

職務発明フォーラム宣言

04. 7. 14
JIPA理事長
作田 康夫

1. 最近の訴訟においては、健全な企業経営に支障を与える判決が続いており、遺憾である。
2. 改正法35条は、企業において適切な手続きを経て決定された対価の定めについては、これを尊重するとしており、企業自治を重視する観点から、評価したい。
3. 改正法35条の下において、訴訟を未然に防止するためには、新4項に規定する「協議の状況」、「開示の状況」、「意見の聴取の状況」等の意味するところが、事例集で明確にされることが不可欠である。
4. 司法においては、現行法が適用される案件であっても、改正法35条の趣旨に沿って円滑に解決されることを期待する。
5. 今後も職務発明制度のあり方に関し、鋭意検討を継続し、産業の発展及び国際競争力強化に向けて取り組んでいく。